

○本庄市緑の基本計画審議会条例

令和 2 年 1 月 6 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 4 条に規定する本庄市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長の附属機関として、本庄市緑の基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 緑地の保全及び緑化の推進に関し活動する団体の関係者

(3) 地域団体の関係者

(4) 市議会議員

(5) 公募による市民

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する市長への答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。